

事 務 連 絡
令和4年12月26日

通訳案内士の団体 代表者 各位

観光庁国際観光部国際観光課長

通訳案内研修受講の周知について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また日頃より観光行政にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、改正通訳案内士法の施行（2018年1月4日）により、通訳案内の質の維持・向上を図る観点から、全国通訳案内士は、登録研修機関が実施する通訳案内研修（登録研修機関研修）を、5年ごとに受講するよう義務付けられたところです。

法改正以前に登録を受けた全国通訳案内士におかれましては、施行日（2018年1月4日）から5年以内（2023年1月3日まで）が研修（1回目）の受講期限となっておりますが、現時点で未受講の方もいるところです。

受講義務に違反した通訳案内士については、改正通訳案内士法第25条第3項に「都道府県知事は、（略）その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。」と規定されています。

つきましては、改めて貴団体より、傘下会員に対し、未受講者は早急に受講するよう促していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。